

令和4年度行政監査

意見・要望	意見・要望に対する対応
1 固定資産に関すること	
<p>固定資産の実在性の検証について、現在の人員体制では難しいため検証は行っていないとのことであるが、固定資産そのものと固定資産台帳等との定期的な照合は固定資産の実在性を担保する上で必要なものであると考えられる。</p> <p>このようなことから、今後は、固定資産台帳を管理する経営企画課と固定資産を管理する水道管理課などの所管課との協同により検証する方法や、経営企画課が定期的に固定資産を抽出し、巡回して確認する方法など、固定資産の実在性を担保するための有効な方策について検討されたい。 経営企画課</p>	<p>意見・要望を踏まえ、令和5年度中に台帳と現物の照合を基本とした定期的な確認手法について、資産を管理する所管課と調整を図り、照合を行う仕組みの構築に向け取り組んでまいります。</p>
2 流動資産に関すること	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、水道料金については、納期限後5年が経過したものについて事由にかかわらず一律に不納欠損を行っている。 しかしながら、不納欠損の根拠規定としている宇都宮市水道料金等未収金整理事務要領第15条においては、時効による債権の消滅のほか、相続人不存在や破産法による免責などが規定されていることから不納欠損の時期は一律に5年とはならず、また、破産免責を受けた債権等を帳簿上計上しておくことは、財政状態の適正な把握を妨げるおそれがある。 このようなことから、財政状態の適正な把握のため要領に基づき適時、不納欠損を行うよう検討されたい。 ・ 改正民法の施行日（令和2年4月1日）以前に給水契約がなされた水道料金においては、納期限後2年が経過したものであっても時効の援用がなされない限り債権が消滅せず、不納欠損を行った後も債権の継続管理が必要となる。 このようなことから、この継続管理となる債権について、「宇都宮市債権管理の基準」を踏まえた管理の在り方について検討を進め、公営企業として債権管理の一層の適正化及び効率化に努められたい。 お客様サービス課 <p style="text-align: right;">経営企画課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「破産免責を受けた債権等」については、徴収停止の判断を行った上で不納欠損処理をしているところではありますが、適時の処理については引き続き検討してまいります。 ・ 不納欠損後の債権の継続管理については、「宇都宮市債権管理の基準」を踏まえ、引き続き適正化及び効率化に努めてまいります。

令和4年度行政監査

意見・要望	意見・要望に対する対応
<p>2 流動資産に関すること</p>	
<p>・ 令和3年度末の貸倒引当金の残高は、平成29年度から令和3年度までの5年間に引当金に計上した合計額となることから、令和2年度の処理誤りのため合計額が符合しなかった。</p> <p>このようなことから、サービスセンターにおいては貸倒引当金に係る事務処理の手順を逐一確認するとともに、審査を所管する経営企画課においても、審査の手順を一つ一つ確認しポイントとなる部分を係全体で共有するなど事務処理誤りの再発防止に鋭意努められたい。</p> <p style="text-align: right;">お客様サービス課 経営企画課</p>	<p>・ 貸倒引当金については、所管課において事務処理手順の確認を徹底するとともに、経営企画課においても、審査のポイントの共有を徹底し、再発防止に努めてまいります。</p>
<p>3 流動負債に関すること</p>	
<p>平成29年6月に収入した下水道使用料について、本来であれば「下水道預り金」に収納すべきところ、現在まで「その他預り金」に収納していた事例があった。これは、財務会計システムにおける預り金の残高を適時確認・把握していないことが要因と考えられる。</p> <p>このようなことから、財務会計システムを所管する経営企画課と収入を所管する各課において、収入金額を相互に確認・把握し合うことにより、収入を管理する財務会計システムと料金システム等の残高を常に一致させる仕組みづくりを検討されたい。</p> <p style="text-align: right;">経営企画課 お客様サービス課</p>	<p>令和5年度から稼働した新財務会計システムでは、経営企画課と所管課の双方で勘定残高の確認ができるようになったことから、相互に定期的な照合・確認を行い、適切に残高を把握するよう努めてまいります。</p>
<p>4 その他</p>	
<p>決算事務における固定資産の整理等※について、令和元年度決算から外部委託を行い事務の効率化を図っている。このような中、委託した固定資産の整理等については、公営企業会計特有の会計処理であり、委託事業者への的確な指示や成果品の確認には、これらの業務に関する卓越した知識・技能を有していることが不可欠である。</p> <p>さらに、委託を行うことにより、職員が業務を経験し知識等を習得する機会が失われることから、これらの専門的な知識・技能を確実に継承していくことが必要である。</p> <p>このようなことから、委託した業務について、その内容や手順を確実に身に付けるとともに、外部研修などを活用して、知識・技能を着実かつ確実に継承し、真に有益な外部委託となるよう鋭意努められたい。</p> <p>※ 固定資産算定・登録業務及び消費税算定業務</p> <p style="text-align: right;">経営企画課</p>	<p>意見・要望を踏まえ、職員の知識・技能を向上させるため、令和5年度においては、新財務会計システムに対応した事務手順等について所属内研修を実施するほか、消費税の外部研修の受講者の増員を行ったところであります。</p> <p>今後も、研修等を活用し、引き続き、係員の知識・技能の向上に努め、固定資産の整理等の業務を委託した事業者への的確な指示が出せるよう、職員の育成に努めてまいります。</p>